

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業における 生活援助中心型のサービスの創設に向けた調査結果まとめ

1. 調査概要

訪問型サービスAを平成33年度から開始することを目標とし、そのための手法を推進会議で選択する為の判断材料として、高齢介護課担当職員及び生活支援コーディネーターによる関係機関等に対して2種類の聞き取り調査を実施しました。

調査時期：平成30年11月～12月上旬

調査方法：対面による聞き取り（調査票については事前送付）

調査対象（指定制度）：町内5事業所 ※町内の介護予防訪問型サービス事業所

調査対象（委託制度）：町内2団体 ※委託先として考えられる町内の団体

2. 調査結果

問1（共通）

専門の資格を持たずとも、生活援助に係る部分のみを提供出来る職員を雇用し、サービスを行うことが出来るようになることについて、事業所（貴団体）としてどのように考えますか。

- ・「現状、有資格者を雇うことが非常に難しい為、無資格者で募集したところでどうなるのか」、「無資格者を雇用することから発生するクレームや事務量の増」等、不安の声が聞かれた。

問2（指定）

単価についてお伺いします。生活援助型の訪問型サービスについては、従来の介護予防訪問型サービスよりも下げた単価を設定することになります。寒川町においても、サービスを創出するとした場合、その数値以下の設定となると考えますが、それについて事業所としてどのように考えますか。また、月額報酬ではなく1回あたりの報酬とするなどの対応も考えていますが、それについてもご意見があればお願いいたします。

- ・既に訪問型Aを実施している近隣市町村では9割を設定しているところが多い為、それを例示して話をしたが、それ以下になると事業所運営が難しいとの見解を示す事業所が目立った。
- ・月額報酬と1回あたりの報酬では、それぞれを支持する声があった。

問2（委託）

費用についてお伺いします。生活援助型の訪問型サービスの委託については、実際にサービスを提供する従業員への支払い部分を出来高で、また、事務作業としての委託部分は定額でお支払いすることを考えていますが、それらの金額についてご意見があればお伺いします。

- ・委託制度を実施するとした際の、訪問介護員に支払う単価の他、必要となってくる費用について伺うことができた。

問3 (共通)

生活援助型のサービスを提供するために、勤務希望者が受講する研修についてお伺いします。

I. 研修の実施手法について、望ましいと考える順に()内に数字を入れてください

- A. 町が定期的に研修を実施することとし、受講者がそこに参加していく手法。
- B. 貴団体が町に連絡を行い、日程調整の上で、個別に研修を受講する方法。
- C. 貴団体が、就労時に所定のテキストで講習を行う方法。
- D. 貴団体が、就労時に所定のテキストで講習を行った後、半年以内に、町が実施する研修に参加する手法。

II. 研修の手法について、ご意見があればお伺いさせていただきます。

- ・指定、委託のどちらにおいても、Aの手法が望ましいと上位にする回答が目立った。無資格者が研修を受けるに際しては、町役場の主催である方が、心理的に応募しやすいとの理由であった。逆にCの手法は下位とする回答が多く、事業所や団体では、その研修を実施するのが負担であり、開催が難しいという回答が目立った。

問4 (共通)

研修及び研修テキストの内容についてお伺いします。寒川町では、神奈川県が示している標準的な内容を元にカリキュラム及びテキストを作成する予定です。貴団体として、この内容は取り扱っておいて欲しい、この内容は必要だと考える、というものが御座いましたらご教授ください。

- ・指定、委託のどちらにおいても、県の標準テキストで必要な内容は網羅されているとの意見だった。記載されている内容のうち、特に、「認知症」と「接遇」については、重視して行って欲しいという意見が複数聞かれた。
- ・実習の有無については、現場を見てもらえれば、実際に就労した際のギャップが少なく済むので効果的という意見と、実際に実習を行う場合の課題から実施が困難であるという意見があった。

問5 (指定)

安定したサービスの提供という観点からすれば、訪問型サービスAの指定要件に、“町内に所在する事業所であること”や、“既に寒川町の介護予防訪問型サービスの指定を受けている事業所であること”などを設けること等も考えられますが、それについてご意見などあればお伺いさせていただきます。

- ・町の規模から考えると、町外の事業所の力も借りてサービス提供を行っていくべき、という意見だった。ただ、訪問介護事業所としての指定は受けている必要があるという意見も聞かれた。

問6 (共通)

その他、介護予防訪問型サービスAについて、ご意見・ご要望などがあればお伺いさせていただきます。

【指定】

- ・サービスの必要性については理解できるが、事業所の現状から考えると、指定を取ってというところまでは難しいという意見が大半だった。1事業所からのみ、前向きに検討いただけるというご意見をいただいた。

【委託】

- ・1団体から、既に委託されている事業の延長と捉えれば、前向きに検討いただけるというご意見をいただいた。

3. まとめ

聞き取り調査を実施した結果、町内の事業所・団体から、今回検討している訪問型サービスAについての率直な意見を伺うことが出来た。

指定制度については、町内の訪問介護事業所は現行のサービスを提供していく体制を維持することで精一杯であり、今回の訪問型サービスAの指定を取得することに対して、現状では意欲的になれない様子が感じ取れた。今後、訪問介護のサービス需要が増加する、訪問介護員の雇用条件が改善する等して、各事業所としての運営が安定化してこない限りは、この状況が続くと思われる。

また、現在、寒川町における一ヶ月間の介護予防訪問型サービスの利用者は約80名、そのうち、生活援助のみ利用されている方は約60名程度となっている。その全ての方が訪問型サービスAを選択されるわけではないことから、複数事業所による指定制度でビジネスが成り立つのかという課題もある。

(※特に、無資格者によるサービス提供は訪問型サービスAのみとなるので仕事の分配が難しい)。

委託制度については、聞き取りを行ったそれぞれの団体で考え方は異なっていたが、1団体から、前向きに検討をいただけるという意見をいただけたことは幸いであった。それを受け、事務局は近隣市町村に委託制度の先行事例について追加の聞き取り調査を行った。結果、委託制度の先行事例がある市町村の事業実施に至るまでのプロセスや現行の手法等について、伺うことが出来た。今後、町内の団体との調整次第とはなるが、委託事業として訪問型サービスAは十分に実施が可能と考えられる。

また、実施に向けたメリットと実施に向けた問題点・課題について下記のように表してみた。

指定制度

実施に向けたメリット	実施に向けた問題点・課題
<ul style="list-style-type: none">・既に指定を受けている介護事業所が事業を実施するので、専門的なノウハウ等が蓄積されている。・指定制度であるので、町内だけではなく広く担い手としての事業所を募ることも出来る。	<ul style="list-style-type: none">・事業所として無資格者を雇用してまで指定を取ろうという意向が少ない。・町の規模で、サービス需要数を考えた場合、提供数が複数事業所で分散した場合には少ない。

委託制度

実施に向けたメリット	実施に向けた問題点・課題
<ul style="list-style-type: none">・受託を検討していただける団体が町内に存在する。・近隣市町村において、既に委託制度の成功事例が存在している。・想定される委託事業者数が1つの為、町内のサービス需要を集約して考えることが出来る。	<ul style="list-style-type: none">・想定される委託事業所においては、新規の事業となるため、専門的なノウハウの蓄積がない。

これらの情報を基に、平成33年度の介護予防訪問型サービスAの開始に向けた現時点での方針を、今期の寒川町介護予防・生活支援サービス基盤整備推進会議として結論していただけますようお願いいたします。